

5 飯長第 315 号
令和 5 年 6 月 1 日

指定居宅介護支援事業所 管理者 様
地域包括支援センター 管理者 様

飯田市長 佐藤 健
(長寿支援課)

新型コロナウイルス感染症に係るサービス担当者会議及びモニタリングの臨時的な
取扱いについて (通知)

日頃から当市の介護保険行政にご理解ご協力を賜り、感謝申し上げます。

令和 5 年 5 月 1 日に発出された厚生労働省老健局事務連絡により、下記のとおり当該臨時的な
取扱いを終了としますので、下記を参照のうえ、適切な運用をお願いいたします。

記

1 経過

令和 4 年 7 月、南信州圏域の新型コロナウイルス感染症の感染警戒レベルが 4 以上に引き
上げられたことにより、令和 4 年 7 月 27 日付け 4 飯長第 541 号にて、サービス担当者会議
及びモニタリングの実施方法の取扱いについて、「やむを得ない事情」に該当、「特段の事情」
に該当するものとし、対面以外の方法で実施できる旨を通知したところです。

令和 5 年 5 月 8 日に新型コロナの「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する
法律」(平成 10 年法律第 114 号) 上の位置づけが変更となったことに伴い、臨時的な取扱い
が変更となりました。

2 取扱いの変更

以下の運用を終了とする。

(1) サービス担当者会議

感染拡大防止の観点から、やむを得ない理由がある場合については、利用者の自宅以外
での開催や電話・メールなどを活用するなどにより、柔軟に対応することが可能である。

なお、利用者の状態に大きな変化が見られない等、居宅サービス計画の変更内容が軽微
であると認められる場合はサービス担当者会議の開催は不要である。

(2) モニタリングの取扱い

居宅介護支援のモニタリングについて、感染拡大防止の観点から、利用者の事情等によ
り、利用者の居宅を訪問できない等、やむを得ない理由がある場合については、月 1 回以
上の実施ができない場合についても、柔軟な取扱いが可能である。

3 その他

詳細は (令和 5 年 5 月 1 日厚生労働省老健局高齢者支援課ほか連名事務連絡)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00089.html (別紙 1)

<https://www.mhlw.go.jp/content/001093402.pdf> (別紙 2) をご確認ください。

〒395-8501 飯田市大久保町 2534 番地
飯田市 健康福祉部 長寿支援課 介護保険係 担当：下島、田熊
TEL：0265-22-4511 内線 5763 FAX：0265-22-4544
E-MAIL：kaigohoken@city.iida.nagano.jp